

平成 21 年度 第 3 回 練馬区入札監視委員会 議事概要

- 1 開催日時 平成 21 年 11 月 24 日 (火) 午前 10 時～12 時
- 2 開催場所 練馬区役所 本庁舎 5 階 庁議室
- 3 出席者
委員 松井委員、峯岸委員、明円委員
区 総務部長、経理用地課長、施設管理課長、工事課長
公園緑地課長、施設課長、スポーツ振興課長、契約係長、同係職員
- 4 傍聴者数 なし
- 5 議事
 - (1) 審議案件
平成 21 年度前期入札案件の参加資格設定経過等について
区内事業者優先発注基準について
 - (2) 報告事項
委託業者の破綻への対応について
物品・委託案件への制限付き一般競争入札の導入について
工事契約における緊急総点検について
工事入札における最低制限価格の見直しについて
工事入札の電子入札の拡大について
平成 21 年度前期入札・契約手続きの運用状況の報告について

6 会議の内容

■前回議事録の確認について

→全委員了承。

■平成 21 年度前期入札案件等について (審議)

●抽出案件の説明

(委員)

当番委員である私より、今回の抽出した 8 件について、抽出理由を説明する。

- 1 練馬区立石神井東中学校校舎耐震補強工事
抽出理由は、この案件のほか複数の案件が、落札率が 85%となっているため。
- 2 練馬区立牧野記念庭園新築および改修工事
抽出理由は、落札率が 100%となっているため。

- 3-1 事務用プリンタのインクカートリッジの購入（単価契約）
- 3-2 事務用プリンタのトナーカートリッジの購入（単価契約）
抽出理由は、この2件の違いを確認するため。
- 4 練馬区内パトロール委託（単価契約）（安全・安心パトロールカー活用社会実験）
抽出理由は、どのような委託契約であるか確認するため。
- 5 練馬区定額給付金室の事務机等のレンタル
抽出理由は、随意契約となった経過を確認するため。
- 6 練馬区役所本庁舎・西庁舎・東庁舎管球の借り上げ（単価契約）
抽出理由は、購入ではなく借上げとしている理由を確認するため。
- 7 ふるさと練馬まつり事業の事務局業務委託
抽出理由は、委託の内容と随意契約の理由を確認するため。
- 8 練馬区立大泉橋戸公園拡張基本設計・実施設計委託
抽出理由は、落札率が著しく低いため。

以上8件である。

●抽出案件1

練馬区立石神井東中学校校舎耐震補強工事

（事務局）

この案件については、「この案件のほか、複数の案件が落札率 85%となっているが、その理由は何か」ということで、抽出となった。

今年度の4月からの工事の一般競争入札案件を見ると、委員のご指摘のとおり、この案件以降、落札率が85%の案件が連続している。

この状況については、今年の6月に開催した本委員会でも取り上げられたところであるが、この理由としては、経済不況対策として、今年度より最低制限価格の上限を80%から85%に変更したことにあると推測される。

つまり、入札参加事業者側としては、「区が最低制限価格の上限を80%から85%に上げたからには、最低制限価格そのものを85%付近に設定しているのではないか」と想定し、この時点では、多くの事業者が85%の金額で入札したものと考えられる。

85%で入札すれば、少なくとも、最低制限価格を下回って失格となってしまう可能性は無いため、年度当初の段階では、各社が、この数値で、入札を試みていたものと推測される。その後は、85%下回る案件もでてきている。

（委員）

そういうことなら、複数の業者が85%で入札してくる場合もあると思うが、そのあたり

はどうなっているのか。

(経理用地課長)

年度当初の段階では、複数の事業者が同額で入札し、クジとなった案件がいくつかあった。東京都の入札でも同じような傾向が出ている。

(委員)

クジは、どのように行うのか。

(経理用地課長)

入札前に全参加者が任意の3桁のクジ番号を電子入札のシステム上で設定し、同額となった場合は、この数値により自動的にクジが行われ、落札者が決定する仕組みとなっている。

(委員)

その後は、この85%でクジという状況は発生しているのか。

(経理用地課長)

現在は、発生していない。

★委員会最終意見

入札手続は、適切に実施されている。

2 練馬区立牧野記念庭園新築および改修工事

(事務局)

この案件については「落札率が100%となった理由は何か」ということで、抽出となった。

当初12社から入札参加の申込みがあったが、結果、1社のみが入札し、100%で落札した。

この案件は、庭園の工事であるが、学校など通常の区立施設とは異なって、非常に特殊な工事である。そのため、本件については、練馬区内業者に加え、区外業者も参加可として、入札を実施した。

しかしながら、多くの会社が辞退し、また、落札業者の金額が予定金額の100%となったのは、本工事の特殊性に起因するものと考えられる。

なお、本件に限らず、一般競争入札においては、あらかじめ、予定金額を公告書に記載

して入札を実施しているため、100%の金額での入札は、当然にありうるものである。

(委員)

最終的に1社による入札というのは、契約上、どのように解釈すれば良いのか。

(経理用地課長)

この案件については、困難性が高いことが予想されたため、区外事業者も含めての入札とし、結果、1社による100%の落札となった。辞退の状況、落札数については、やはり、工事の困難性・特殊性によるものと考えられる。

(委員)

競争性が働かないというのは、残念なことである。予定価格が厳しかったということは考えられないか。

(施設管理課長)

落札者に任意にヒアリングを行ったところ、この庭園の貴重な植栽に対して、一定のリスクを見込んだ上での積算に基づく応札価格とのことであり、予定価格は、適切な範囲内であると考えている。

(委員)

現在、施工中の本工事について、問題などは発生しているか。

(施設管理課長)

工事は順調に進んでおり、施工も丁寧に行われている。

★委員会最終意見

入札手続きは、適切に実施されている。

3-1 事務用プリンタのインクカートリッジの購入 (単価契約)

3-2 事務用プリンタのトナーカートリッジの購入 (単価契約)

(事務局)

今回、この2つの案件については「この2件の違いは何か」ということで抽出いただいた。

この事務用プリンタは、区役所の各組織で職員が利用しているプリンタで、1件目の「インクカートリッジ」が「カラー」のもの、2件目の「トナーカートリッジ」が「黒」のも

のである。

カラーのカートリッジについては、一般に市場に流通している製品で、購入に際しては競争させることが可能であるため、複数事業者による見積り合わせを行った。

一方、黒のトナーカートリッジについては、業者指定理由書の後半に書かれているとおり、記載の特定の取次店からではないと購入ができない製品のため、随意契約としたものである。

(委員)

トナーの方については、機器の整合上、随意契約も止むを得ないというものなのか。

(経理用地課長)

流通している純正品で入札も可能であるが、今回の製品と比較して4倍程度の価格差があり、入札を行っても競争になり得ないため、随意契約を行うこととした。

(委員)

プリンター導入時に、消耗品、ランニングコスト含めた検討は行われたのか。

(経理用地課長)

導入にあたっては、4年間の無償対応修理を盛り込んでいる。

(委員)

トナーの価格も含めたランニングコストについて検討をしたのか。

(委員)

プリンター本体の契約方法は、入札か、随意契約か。

(契約係長)

プリンターについては4年間のリース契約をしている。カラープリンターは580台、モノクロプリンターは120台である。

導入に際しては、保守経費、インク経費を含めたトータルコストで検討を行って製品を決めたのち、入札によりリースの相手方を決定した。

★委員会最終意見

契約手続きは、適切に実施されている。

4 練馬区内パトロール委託（単価契約）（安全・安心パトロールカー活用社会実験）

(事務局)

この案件については「どのような業務か。」ということで、抽出となった。

このパトロール事業は、大阪の池田小学校で発生した無差別殺傷事件を受け、練馬区の小学校を中心とした区内各地域の安全を確保するため、平成16年度から実施をしているものである。白と黒のツートンカラーに塗装したパトロールカーを7台使用して実施している。受託業者の警備員が区のパトロールカーを運転し、あらかじめ決められた区内のコースを巡回する業務と、受託業者の警備員が、区内の町会・自治会の方とともにパトロールカーに同乗し、区内を巡回する業務を実施している。

(委員)

この事業は、区の自主事業なのか。補助金を受けているのか。

(事務局)

まちづくり交付金の補助事業である。

(委員)

他の自治体も、同様に補助を受けて事業を実施しているのか。

(経理用地課長)

他の自治体でも、同様の事業を実施しているところはあるが、同じ補助金を受けているかは把握していない。

(委員)

パトロールの効果は、どのようなものがあるか。

(経理用地課長)

警察と連携しながらパトロールを行うことで、犯罪発生の抑制につながっているものと考えている。

★委員会最終意見

契約手続きは、適切に実施されている。

5 練馬区定額給付金室の事務用机等のレンタル

(事務局)

この案件については「随意契約の理由は何か。」ということで抽出となった。

定額給付金は、国の経済対策の一環として、日本に住所のある個人、外国人の方を対象に1万2,000円を給付した事業である。練馬区では、この給付事務を担当する部署として、区役所の近くのビル内に、臨時に定額給付金室を立ち上げ、対応を行ってきた。

この給付金室で使用する机などについては、利用期間が今年の2月から10月までという短期間であるため、レンタルという形をとった。

2月の時点で、複数の会社から見積りを取り、最も低い金額を提示した、この会社と契約した。

年度の関係で、契約が2本に分かれており、今回の案件は、このレンタル期間の後半にあたる4月から10月分の契約を随意契約で行ったものである。

(委員)

現在の事務は、どこで行われているのか。

(経理用地課長)

定額給付金室の規模を縮小し、区役所内で事務を行っている。

★委員会最終意見

契約手続きは、適切に実施されている。

6 練馬区役所本庁舎・西庁舎・東庁舎管球の借上げ（単価契約）

(事務局)

この案件については「購入ではなく、借上げとしている理由は何か。」ということで抽出いただいた。

練馬区役所の庁舎の管球、蛍光灯などについては、これまで区が直接購入して設置してきたが、借上げの形をとることで、経費の節減と、産業廃棄物の処分に伴う管理票、いわゆるマニフェストの管理についても委託できることから、このような形を採ったものである。

練馬区役所の庁舎には、約12000本の蛍光灯が設置されており、産業廃棄物として適切に処理するために、本契約を行っている。

(委員)

当初から、随意契約であるのか。

(事務局)

蛍光灯の借上げについては、この事業者のみが採用している形態であるため、当初より、随意契約としている。

(委員)

経費については、借り上げの方がメリットがあるのか。

(経理用地課長)

在庫を抱えないという部分で、予算削減につながっている。加えて、マニフェストの管理コストも、委託の中に含めることができている。

(委員)

本庁舎以外の区の施設は、どうなっているのか。

(経理用地課長)

各施設で購入する形をとっていると思われる。

(委員)

各施設でも同様の取組みを検討しても良いのではないか。

★委員会最終意見

契約手続きは、適切に実施されている。

ただし、区の各施設についても、同様の取組みが可能か検討すべきである。

7 ふるさと練馬まつり事業の事務局業務委託

(事務局)

「随意契約を行った経過について。」ということで、抽出となった。

本委託は、2つのまつり、「練馬まつり」と「照姫まつり」の実行委員会の事務局の支援を委託するものである。具体的には、企画の提案、警備実施、廃棄物処理などの業務である。

委託に際しては、3年ごとに業者選定を行っており、今回の委託業者は、平成18年に、業者からの提案を受けて委託先を選定するプロポーザル方式により、主管部署において選定を行った。

当時、2社から提案があり、企画内容、業務実績等を勘案し、今回の事業者を選定した。

(委員)

区の関わり方は、どうなっているのか。補助金等は支出しているのか。

(事務局)

区民等による実行委員会に対し、区は後援する形をとっている。また、補助金による支援も行っている。

(経理用地課長)

もともとは区の事業として行っていたイベントであるが、区民・企業等による実行委員会を中心とした形に移行している。事務局自体も、当初は区が行ってきたが、実行委員会中心で行うようになり、本委託によりイベントのプロである事業者の支援を受けている。

★委員会最終意見

契約手続きは、適切に実施されている。

8 練馬区立大泉橋戸公園拡張基本設計・実施設計委託

(事務局)

「落札率が著しく低いため。」ということで、抽出いただいた。

予定価格の積算については、他の案件と同様に、東京都の積算基準を準用し、当初の本体工事費から算出しているもので、適切な金額であったと考えている。

また、設計業務については、他の案件でも、低い落札率の案件も発生している。設計業務は、工事案件と異なり、その時点での設計担当者の人数や手持ち業務量の状態によって、低額で受託できる場合も出てくるのではないかと考えられる。

(委員)

特に公園設計について、落札率が低いものが見受けられるが、何か理由があるのか。

(公園緑地課長)

積算については、全て東京都の積算基準に基づいており、低落札率の要因というものは考えられない。

(経理用地課長)

指名業者の選定に際しては、できるだけ幅広い業者が参加できるようにしている。今回の落札業者についても、過去の指名回数は少なく、落札額は受注意欲の現れであるとも推測される。

(委員)

低額の契約でも、業務の履行状況は、問題ないのか。

(公園緑地課長)

業務の実施については、確実な履行を確認している。

(委員)

東京都の積算基準は、公開されているのか。

(工事課長)

情報公開請求があった場合には、各工事の積算単価を公開している。

(施設管理課長)

今回の案件は設計委託であり、委託経費の中心となる人件費の単価は非公表である。

(公園緑地課長)

昨今、公園工事の発注件数は少なくなっており、受注意欲が落札率につながっているものと考えている。

(委員)

設計については、最低制限価格を設定しているのか。

(経理用地課長)

本件の設計の場合には、設定している。

★委員会最終意見

契約手続きは、適切に実施されている。

ただし、積算方法については、今後も引き続き、検討が必要である。

■区内事業者優先発注基準について（審議）

(経理用地課長)

→資料5に基づき、区内事業者優先発注基準の22年度の継続について説明。

経済状況は、依然として厳しい状況が続いており、区としても区民生防衛対策委員会を設置して、区内事業者に対する取組みを行っている。そのような中、経済状況が今後大き

く好転することが無い限り、引き続き様々な対策を行わなければならない。そこで、平成22年度についても、現在の発注基準は継続していく必要があると考えている。

(委員)

建築工事で、特に引き上げを行っている3億円から5億円の間の発注状況はどうなっているか。

(経理用地課長)

今年度の状況では、3億円から5億円の間の工事が4件、5億円を超える工事が1件となっている。

(委員)

5億円までを区内業者に優先発注することのメリットは、どのように考えているか。

(経理用地課長)

もともと、区内業者のいくつかの団体から優先発注基準の拡大について要望を受けており、今後の継続についても求められている。競争性とのバランスを保ちながら実施していくことを考えている。

(委員)

入札者数が1件という案件が出ているようであるが。

(経理用地課長)

年度当初の案件では、最終的に実入札者が1社だけという案件が、いくつか発生していたが、その後、このような状況は見られていない。一定程度の競争性は確保されていると考えている。

(委員)

高額案件を規模の小さい事業者が施工する場合について、経営破綻のリスクは、どのように考えているのか。

(経理用地課長)

入札の参加登録の仕組みの中で、毎年、財務諸表の確認を行っており、各社の財務状況を入札格付けに一定程度反映させることで、ランクに応じた入札に参加する形を採っている。併せて納税状況もチェックし、滞納がある場合には、入札参加登録ができないようにしている。

また、1億8000万円以上の工事については、JV（建設共同企業体）の形をとっており、

1 社が破綻した場合でも、他の会社によって工事施工が継続される仕組みとなっている。

★委員会最終意見

区内事業者優先発注基準については、今年度の基準を 22 年度も継続すべきである。

■委託業者の破綻への対応について（報告）

（スポーツ振興課長）

→資料 6 に基づき、平成 21 年 9 月に発生したプール管理業務受託業者の破綻について、経過を説明。

（経理用地課長）

→資料 6 に基づき、受託業者の経営破綻に対する課題と対応策を説明。

■物品・委託案件への制限付き一般競争入札の導入について（報告）

（経理用地課長）

→資料 7 に基づき、委託案件への一般競争入札導入を説明。

■工事契約における緊急総点検について（報告）

（契約係長）

→資料 8 に基づき、緊急総点検の集計結果の速報を報告。

（委員）

分割発注の恐れがあるとされている案件について、詳細を確認する必要があるのではないか。

（契約係長）

現段階で、各組織から上がってきた数値をそのまま記載しているが、経理用地課として、各案件のチェックに着手していく予定である。

■工事入札における最低制限価格の見直しについて（報告）

(経理用地課長)

→資料 9 に基づき、最低制限価格の見直しについて報告。

(委員)

工事案件だけ見直しを行うのか。

(経理用地課長)

物品・委託案件、設計案件についても、見直しを想定している。

■工事入札の電子入札の拡大について（報告）

(契約係長)

→資料 10 に基づき、模擬電子入札の実施について報告。

■平成 21 年度前期入札・契約手続きの運用状況について（報告）

(契約係長)

→資料 11 に基づき、平成 21 年度前期の契約件数統計を報告。

→資料 12 に基づき、平成 21 年度前期の指名停止措置状況を報告。

■次回開催日程

平成 22 年 6 月頃を予定。日程については、改めて調整する。

以上